

11月は

自転車マナーアップ強化月間

正しい交通マナーを再確認し、自転車ルールを守って交通事故をなくしましょう。

☎総務交通室(佐竹台1☎6155・3531☎6872・1652)



⚠️ながらスマホはやめましょう

ながらスマホは、画面に集中して視野が狭くなることで、注意力が落ち、周囲の状況や危険に気付くことが遅れてしまいます。

そのため、人混みでぶつかったり、車両などにはねられてけがを負ったり、他人を巻き込む事故を引き起こし損害賠償につながったりするおそれがあります。

また、警戒心が薄れることで、ひったくりや不審者に狙われやすくなることも。スマートフォンは必ず安全な場所に止まってから操作するようにしましょう。



⚠️乗車時のヘルメット着用が努力義務に

道路交通法が令和5年4月に改正され、自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車乗用中の事故による頭部損傷は、死亡事故につながる可能性が非常に高く、ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。

大人も子供も大切な命を守るためにヘルメットの着用をお願いします。



放置自転車の減少で駅前環境が良好に

自転車利用者のルールの順守、マナー向上によって、自転車放置禁止区域内の放置台数は減少しており、駅前広場や周辺道路は、安全な通行環境や景観が保たれつつあります。休日や夜間でも、市営自転車駐車場や最寄りの自転車駐車場を利用するなど、引き続き協力をお願いします。

自転車などに関する総合窓口 **自転車コールセンター** ☎6310・8222

午前9時30分～午後6時30分(12月29日(金)～1月3日(水)は休み)

市営自転車駐車場の場所・使用時間の案内、移送された自転車・原動機付自転車の問い合わせや保管所の案内など。

